

相続手続きのご案内

お亡くなりになられたお客様には、永年にわたりお取引を賜り誠にありがとうございました。

ご親族の皆様には謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

ご生前の当行とのお取引につきましては、相続手続きが必要となりますので、相続人様においてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

つきましては、相続手続きをスムーズに進めていただくため、本冊子により一般的な相続手続き方法や必要書類についてご案内いたします。

<目次>

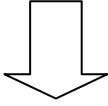
相続手続きの流れ	P 1
相続方法のご説明	P 2
お取引内容ごとのお取扱い	P 3
必要書類のご案内	
（相続手続きのご確認フロー）	P 4
（ご相続方法別の必要書類のご説明）	P 5
（戸籍謄本等のご説明）	P 6
（印鑑証明書のご説明）	P 9
よくあるご質問	P10
相続人様ご確認表	P12
（相続人様確認フロー）	P13



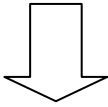
北日本銀行

相続手続きの流れ

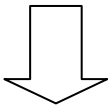
死亡のご連絡



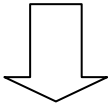
必要書類のご案内



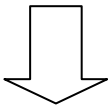
必要書類のご準備



相続手続き書類のご記入



必要書類のご提出



お手続き完了

お取引店もしくは最寄りの当行本支店へご連絡ください。

亡くなられた方の口座は、相続手続きが完了するまでの間は、お引出し・ご入金などのお取扱いができなくなりますので、あらかじめご了承ください。

お取引の内容や相続方法に応じて、窓口担当者またはお客様担当者が具体的な必要書類・手続き方法をご説明いたします。

必要書類(戸籍謄本・印鑑証明書など)を市区町村役場等へご請求のうえご準備ください。

市区町村役場によっては郵送での請求ができますが、相当な日数がかかる場合もございますのでご確認願います。

ご準備いただく書類のほか、当行所定の相続手続き書類(相続手続き依頼書など)に、ご依頼内容のご記入、相続人様全員のご署名・ご捺印をお願いいたします。

相続手続き書類に必要書類を添えて、お取引店または最寄りの当行本支店へご提出ください。

ご来店の際は、ご預金等を相続される方または手続きをされる方の実印をご持参ください。

相続人様ご本人であることが確認できる書類(運転免許証・健康保険証など)をご持参ください。

ご提出いただいた相続手続き書類を確認させていただいたのち、名義変更・払戻し等のお手続きをいたします。

お手続き内容によっては日数がかかる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

相続方法のご説明

共同相続

遺言書や遺産分割協議書等がなく、相続人様全員の合意にもとづいて、相続財産を受領していただく手続きです。

遺言書による相続

亡くなられた方が遺言で遺産の分割方法を定められた場合は、それに従って遺産を分割することになります。

主な遺言書の方式としましては、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。

なお、遺言者(亡くなられた方)は遺言で遺言執行者を自ら指定するか、その指定を第三者に委託することができます。また、遺言書で遺言執行者が指定されていない場合等は、利害関係人等が家庭裁判所に請求することで、遺言執行者を選任することができます。

遺産分割協議書による相続

「どの財産を誰に取得させるか」について、相続人様全員で話し合いをして決めることを遺産分割協議といいます。遺産分割協議が行われ、それぞれの相続人様に分配される財産が確定した場合には、その内容を記した遺産分割協議書を作成し、この協議書にもとづき分配する手続きが行われます。

家庭裁判所の調停または審判による相続

相続人様全員一致による遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所に申立てを行います。裁判所では、まず調停により遺産分割を行います。調停で合意に至らなければ、審判によって遺産分割を行います。

相続人様がない場合の相続

家庭裁判所は利害関係人等の請求にもとづき、審判によって相続財産管理人を選任します。ご預金の払戻し等の手続きは相続財産管理人が行います。

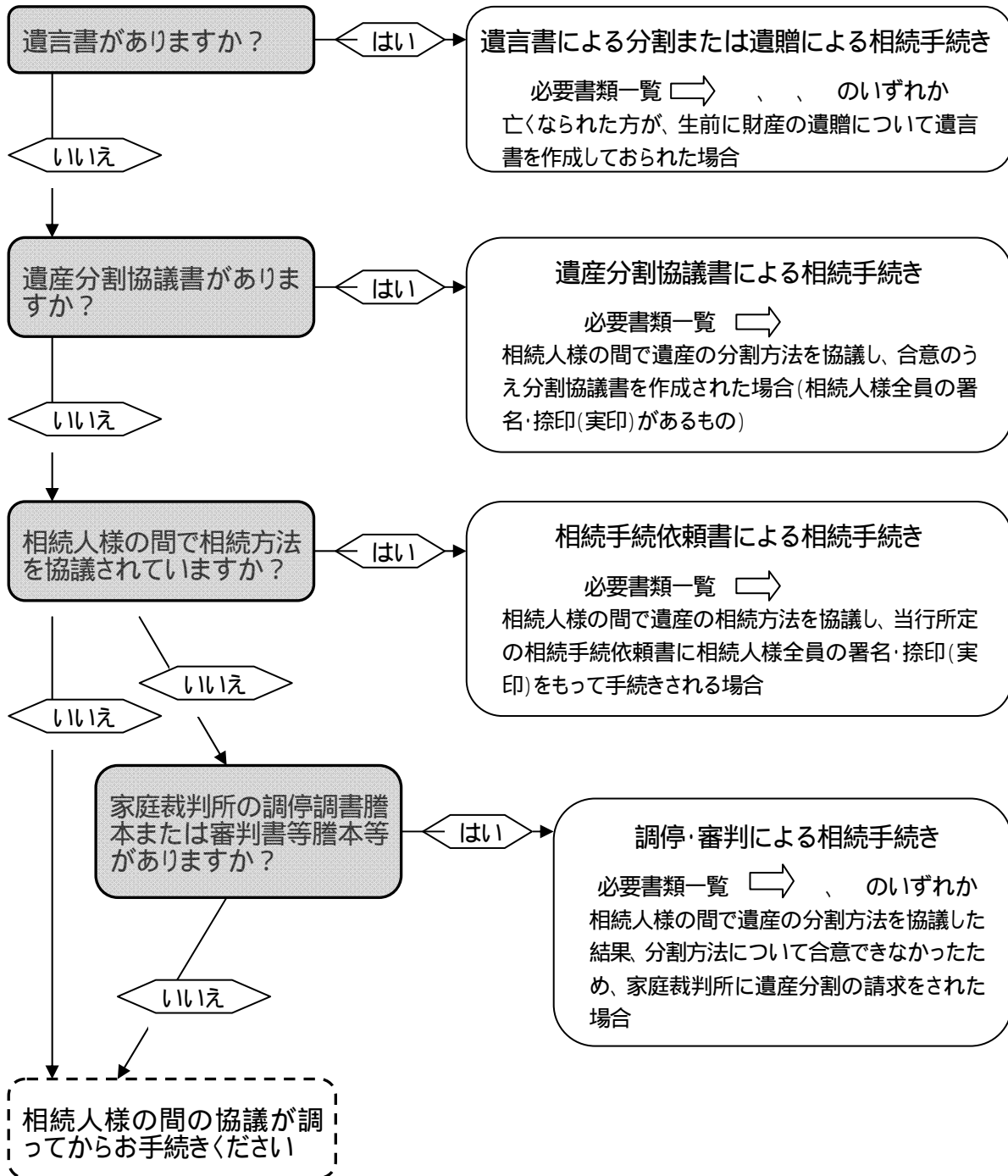
お取引内容ごとのお取扱い

亡くなられた方のご名義のお取引につきましては、相続手続きが完了するまで、原則として全てお取扱いができなくなります。また、お取引内容ごとのお手続きは次のとおり取扱いさせていただきます。
(本冊子の内容は一般的なものであるため、お手続きによっては必要書類や取扱いが異なる場合がございます。また、日数を要することもございますのであらかじめご了承ください。)

1. ご預金等	
お引き出し	お取扱いできません。
お預け入れ	お取扱いできません。
お振込金の取扱い	原則としてご入金いたしかねます。 家賃等の定期的なお振込金を受取りされている場合は、お振込依頼人様に新しい振込指定口座をご連絡ください。
預金口座振替契約	公共料金や各種クレジット料金等、全てのお引き落しを停止させていただきます。 預金口座振替の継続を希望される場合には、新たな契約者様との預金口座振替契約を締結させていただきます。 一時的に亡くなられた方の口座からお引き落しする場合は、別途書類をご提出いただきます。
総合口座貸越取引	貸越金がある場合は、総合口座担保定期預金と差引計算(払戻充当)させていただきますか、別途資金によりご返済をお願いいたします。
定期積金・積立定期預金	自動振替によるお積立は停止させていただきます。
当座勘定取引	当座勘定規定にもとづき解約させていただきます(名義変更のお取扱いはいたしません。)相続人様が当座預金取引の継続を希望される場合には、新たに当座預金口座の開設が必要となります。 生前に振出され、未決済の手形・小切手がある場合は、お申し出ください。 未使用の手形・小切手用紙はご返却ください。
外貨預金	ご解約と名義変更の2通りの手続き方法があります。 ご解約の場合、円貨でお受け取りになる日の相場が適用されます。
マル優・マル特	少額貯蓄非課税制度(マル優)・少額公債非課税制度(マル特)のご申告がある場合は、非課税貯蓄者死亡届出書をご提出いただきます。
2. 公共債・投資信託	ご解約と名義変更の2通りの手続き方法があります。 ご解約の場合、約定日の相場が適用されます。
3. ご融資・ローン	亡くなられた方が債務者または保証人等の場合は、手続きが必要となりますので、別途相談させていただきます。
4. 貸金庫	相続人様全員の立会い・ご同意のもとに開庫し、格納品をお引き取りいただきます。 立会いできない相続人様には委任状のご提出をお願いいたします。

必要書類のご案内

1. 相続手続きのご確認フロー



2. ご相続方法別の必要書類のご説明

ご相続方法により、ご用意いただく書類が異なります。主なお取扱いは以下のとおりです。

書類一覧の該当番号	ご相続方法		
	遺言書および遺産分割協議書のいずれもない場合		
	遺産分割協議書により相続される場合		
	遺言書により相続される場合	公正証書遺言の場合	遺言執行者の指定あり
		自筆証書遺言の場合	遺言執行者の指定あり
			遺言執行者の指定なし
	裁判所の遺産分割の調停により相続される場合		
	裁判所の遺産分割の審判により相続される場合		

書類一覧 の は死亡の事実が確認できる謄本等をご用意いただけます の()はお取扱いに該当した場合、ご用意いただきます

ご用意いただく書類など	補足説明	入手先	該当番号						
相続手続依頼書		当行所定							
亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本(または全部事項証明書)	「3. 戸籍謄本等のご説明」をご確認ください 認証文付き法定相続情報一覧図の写しでも可	市区町村役場							
相続人様全員の戸籍謄本(または全部事項証明書)	「3. 戸籍謄本等のご説明」をご確認ください 認証文付き法定相続情報一覧図の写しでも可	市区町村役場					()		
相続人様全員の印鑑証明書	「4. 印鑑証明書のご説明」をご確認ください	市区町村役場					()		
遺産分割協議書原本(相続人様全員の印鑑証明書添付のもの)	相続人様全員のご署名・ご捺印(実印)があるもの	お客様							
遺産分割調停調書謄本	家庭裁判所で遺産分割の調停が成立している場合	家庭裁判所							
遺産分割審判書謄本・確定証明書	家庭裁判所で遺産分割の審判が決定した場合	家庭裁判所							
調停・審判によりご預金等を取得される方の印鑑証明書	原則、発行後6か月以内のもの	市区町村役場							
遺言書	自筆証書遺言書保管制度を利用の場合は「遺言書情報証明書」	お客様 法務局							
遺言書検認済証明書(または遺言書検認調書謄本)	自筆証書遺言の場合(自筆証書遺言書保管制度を利用の場合は不要)	家庭裁判所							
受遺者(遺言によりご預金等を取得される方)の戸籍謄本	「3. 戸籍謄本等のご説明」をご確認ください	市区町村役場							
遺言執行者の印鑑証明書	遺言執行者の指定がある場合(原則、発行後6か月以内のもの)	市区町村役場 弁護士会							
受遺者(遺言によりご預金等を取得される方)の印鑑証明書	原則、発行後6か月以内のもの	市区町村役場							
ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカードなど	紛失されている場合、その旨お申し出ください	お客様							
実印(弁護士が遺言執行者の場合、弁護士会登録印でも可)	ご預金の解約手続き、名義変更手続きに必要です	市区町村役場 弁護士会							

3. 戸籍謄本等のご説明

亡くなられた方、各相続人様の戸籍謄本をご用意していただくため、市区町村役場(本籍地を管轄する役所)で取得していただく際は、本冊子をご持参いただき、住民課等のご担当者の方に、「相続手続に使用するため」とお申し出ください。(郵送の取扱が可能な市区町村もあります)

市区町村役場のご担当者様へ

預金等の相続手続を行うにあたり、次の書類を当行へ提出いただくようお願いしております。
なお、転籍している場合は、その転籍先を請求者様にご説明いただくようお願いいたします。
戸籍謄本等の請求にあたり、相続人様等の委任状を必要とする場合は、その旨請求者様へご説明ください。

亡くなられた方

出生から死亡に至る連続した戸籍謄本、除籍謄本

戸籍謄本に「改製」「転籍」「分籍」「家督相続」「婚姻」などの記載がある場合は、戸籍が新しくなっていますので、さらにそれ以前の戸籍謄本、除籍謄本の交付をお願いいたします。

相続人様全員分

相続人様であることが確認できる戸籍謄本

亡くなられた方の戸籍謄本、除籍謄本で確認できる場合は不要です。

相続人様が兄弟姉妹となる場合には、亡くなられた方のご両親の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本が必要です。

亡くなられた方の戸籍謄本について

「どなたが相続人様になるか」を確認するために、原則として、亡くなられた方のお生まれになった時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要になります。

相続人様の戸籍謄本について

亡くなられた方の戸籍からご結婚や養子縁組等により「除籍」や「転籍」等をされている場合は、「除籍」「転籍」から現在の戸籍までの連続した戸籍謄本が必要となります。

兄弟姉妹の方が相続人様である場合は、亡くなられた方のご両親のお生まれになった時から亡くなられた時までの戸籍謄本が必要となります。

次に該当する場合は相続人様の戸籍謄本は不要です。

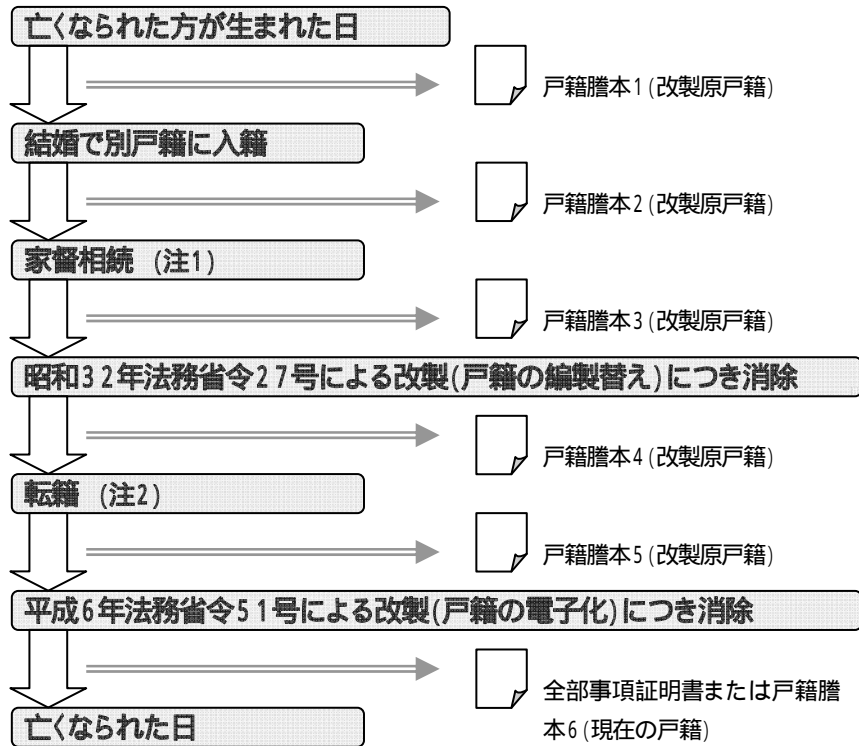
- ・亡くなられた方と同じ戸籍にいる方
- ・亡くなられた方の戸籍から結婚等で除籍されたが、現在の姓が亡くなられた方の戸籍から確認できる方

改製原戸籍(かいせいほらこせき、かいせいげんこせき)について

本籍地を変更された場合、結婚や養子縁組のために別戸籍に編入された場合、法律の改正により戸籍簿が改製された場合は「戸籍簿」が切り替わりますので、元の戸籍謄本と新しい戸籍謄本が必要となります。元の戸籍謄本を「改製原戸籍(「かいせいほらこせき」または「かいせいげんこせき)」と言います。

【 出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本の一例 】

(大正生まれの方を例としております)



巻末の「相続人様ご確認表」を作成すると戸籍謄本収集の効率が上がります。

(注1)「家督相続」

旧民法では、戸籍上の家の長としてこれまで戸主がもっていた地位(一身に専属するものを除いた一切の権利義務)を、次に戸主となる者が1人で承継することで、原則、嫡出長男子による単独相続が行われていました。

(注2)「転籍」

戸籍のある場所(本籍地)を移転することです。他の市町村への転籍(管外転籍)は転籍先の市町村で新しい戸籍が作られて元の市町村の戸籍からは除籍(戸籍から抜ける)されます。

本例のケースでは、計6通の戸籍謄本が必要になります。

(うち、改製原戸籍5通)



認証文付き法定相続情報一覧図の写し(法定相続情報証明制度)について

相続人様が亡くなられた方および戸籍の記載から判明する相続人の一覧図を作成し、登記所に提出します。登記所は登記官が内容を確認し認証した一覧図の写しを相続人様へ交付いたします。

認証文付き法定相続情報一覧図の写しは、戸籍謄本に代わり相続人様を確認する資料として利用することができます。(発行日から6か月以内のもの)

次に該当する相続人様も認証文付き法定相続情報一覧図に記載されますので、実際の相続人様と異なる可能性があります。別途、書類等で確認させていただきます。

- ・相続放棄をされている場合
 - ・相続欠格となっている場合
 - ・相続廃除となっている場合
 - ・被相続人が亡くなられた後に子の認知があった場合
 - ・被相続人が亡くなられた時に胎児であった方が生まれた場合
- 詳しくは最寄りの登記所へお問い合わせください。

【認証文付き法定相続情報一覧図写し イメージ】



4 . 印鑑証明書のご説明

原則、相続人様全員の印鑑証明書の提出をお願いいたします。ただし、遺言相続の場合は遺言執行者、または受遺者の方、調停・審判によりお手続きされる場合は当行の預金を相続される相続人様の印鑑証明書の提出をお願いいたします。

市区町村発行後6か月以内のものをご用意ください。

ご融資に関する相続手続きの場合は、3か月以内のものをご用意ください。

遺産分割協議書により相続される場合は、亡くなられた日以降に発行されたものであれば、有効期限を問いません。

相続人様が未成年の場合は、親権者様または特別代理人様の印鑑証明書をご用意ください。

原則、相続手続依頼書等の書類には、この登録印(実印)の押印をいただきます。

相続人様が海外に居住されている場合

印鑑証明書が取得できない方は、次のものをご用意ください。

< 日本国籍の方 >

・在外日本大使館・公使館等発行の証明書(在留証明書およびサイン証明書)
(発行日から6か月以内のもの)

< 日本国籍以外の方 >

・有籍国の公証人によるサイン証明書
(発行日から6か月以内のもの)

よくあるご質問

詳細については、家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談ください。

1. 相続預金の残高証明書や預金取引履歴明細表を発行して欲しいのですが、どうすれば良いですか？

残高証明書等

相続人様等関係者様からのご依頼により発行いたします。次の書類をご提出いただきます。
亡くなられた方が確認できる戸籍謄本(除籍の記載のあるもの)
請求者が相続人様、遺言執行者、相続財産管理人等の相続人様等関係者様であることが確認できる戸籍謄本等
相続人様等関係者様の実印、印鑑証明書(発行日より6か月以内のもの)
残高証明書発行依頼書または取引明細表発行依頼書(当行所定の書類)
残高証明書、取引明細表の発行にあたっては、所定の発行手数料を申し受けます。
相続人様に代わり代理人様が請求される場合は、相続人様の委任状および代理人様の実印、印鑑証明書(発行日より6か月以内のもの)をご提出ください。

2. 自筆の遺言書が見つかりましたが、どうすれば良いですか？

自筆証書遺言

「自筆証書遺言」の場合は、家庭裁判所で「検認」手続きが必要となります。遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人様等の立会いの上開封しなければならないことになっています。「検認」とは、相続人様に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。検認手続き後、「検認済証明書」または「検認調書謄本」が作成されますので、遺言書と共にご提出ください。(自筆証書遺言書保管制度で保管された遺言書は検認が不要です)

3. 相続人様に未成年者がいる場合、どうすれば良いですか？

未成年の相続人様

親権者の方に代理人として相続手続きを行っていただきます。親権者が居ない場合、または親権者が管理権を有しない場合は、後見人が代理人となります。
未成年者とその親権者が共同相続人様である場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、親権者は未成年者の代理人になることはできません。この場合、親権者は未成年者のために特別代理人の選任を家庭裁判所に申立する必要があります。選任された特別代理人が未成年者に代わって遺産分割協議に参加することとなります。

4. 行方不明の相続人様がいる場合、どうすれば良いですか？

相続人様
行方不明の

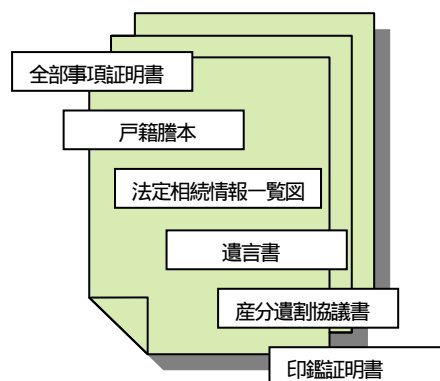
行方不明の相続人様を除いて相続手続きを行うことはできません。家庭裁判所による「失踪宣告」「不在者財産管理人の選任」などの法的手続きをお取りいただくこととなります。
選任された不在者財産管理人が行方不明の相続人様に代わって相続手続きに参加いただきます。

5. 相続放棄した相続人様がいる場合、どうすれば良いですか？

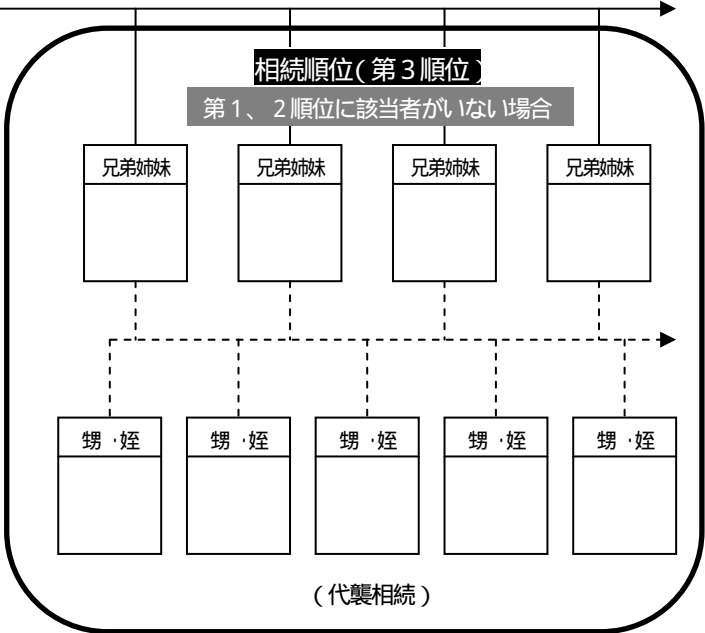
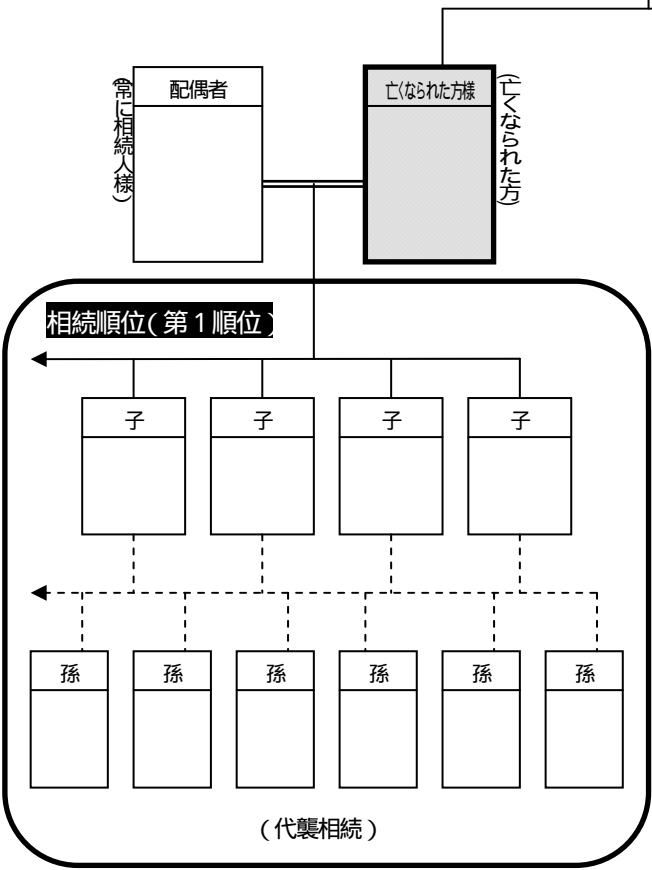
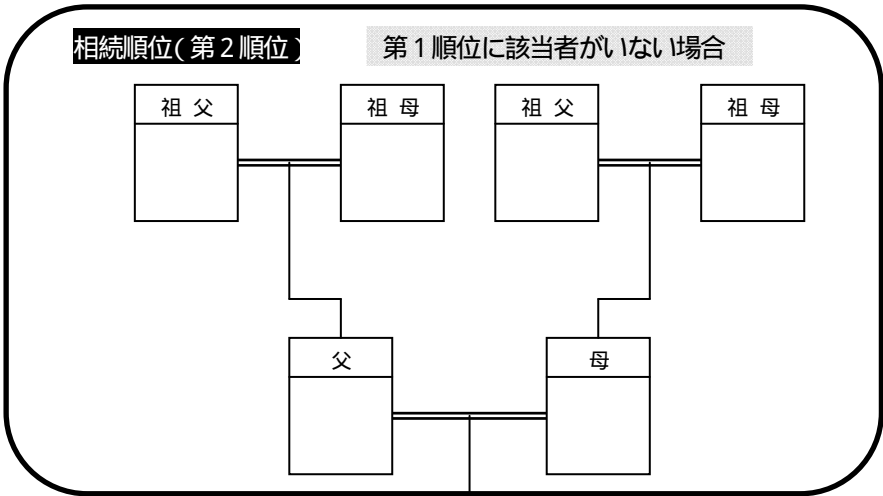
相続の放棄

相続放棄とは、相続人様が自己のために生じた相続の効果を受けないことです。相続放棄をするためには、相続の開始があったことを知ってから3か月以内に家庭裁判所に申立てを行い、それが受理されて認められます。その事実を確認するため、「相続放棄申述受理審判書謄本」または「相続放棄申述受理証明書」をご提出いただきます。
相続放棄が認められた場合には、その方ははじめから相続人様ではなかったものとみなされます。相続手続きは、相続放棄をされた方を除外して行います。

6. 高齢等で意思確認が出来ない相続人様がいる場合、どうすれば良いですか？	
高齢の 相続人様	家庭裁判所で成年後見制度による成年後見人等の選任を受け、相続手続きを行っていただきます。選任の事実を確認するため、「登記事項証明書」または「審判書および確定証明書」のご提出をいただきます。保佐人・補助人の方が手続きする場合は、相続に関する代理権を確認させていただきます。
7. 海外に在住している相続人様がいる場合、どうすれば良いですか？	
海外に 在住 の 相続 人 様	海外に在住されている方には国内の印鑑証明書は発行されません。 日本国籍の方は、在外日本大使館・公使館等発行の在留証明書およびサイン証明書、日本国籍以外の方は、有籍国の公証人によるサイン証明書のご提出をいただきます。
8. 代理人に相続手続きを委任する場合、どうすれば良いですか？	
委任状	第三者の方や弁護士、司法書士等へ相続手続きを委任される場合は、委任状をご提出いただきます。この場合、委任される方と委任を受けた方の印鑑証明書が必要となります。
9. 今回の相続手続きで提出した書類を返却して欲しいのですが、どうすれば良いですか？	
書類返却の 希望	相続手続きでご提出いただきました公的書類(戸籍謄本、印鑑証明書等)のご返却を希望される場合は、その旨お申し出ください。当行で原本を確認のうえコピーを取らせていただいたうえでご返却いたします。
10. 「認証文付き法定相続情報一覧図写し」があれば戸籍謄本は提出しなくても良いですか？	
相続人の 確認	「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」をご提出いただければ、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本(除籍謄本)のご提出は不要です。 一覧図写しに記載された相続人様に、「放棄」「欠格」「廃除」等の方がいる場合は、別途確認書類のご提出が必要となりますのでその旨お申し出ください。



相続人様ご確認表



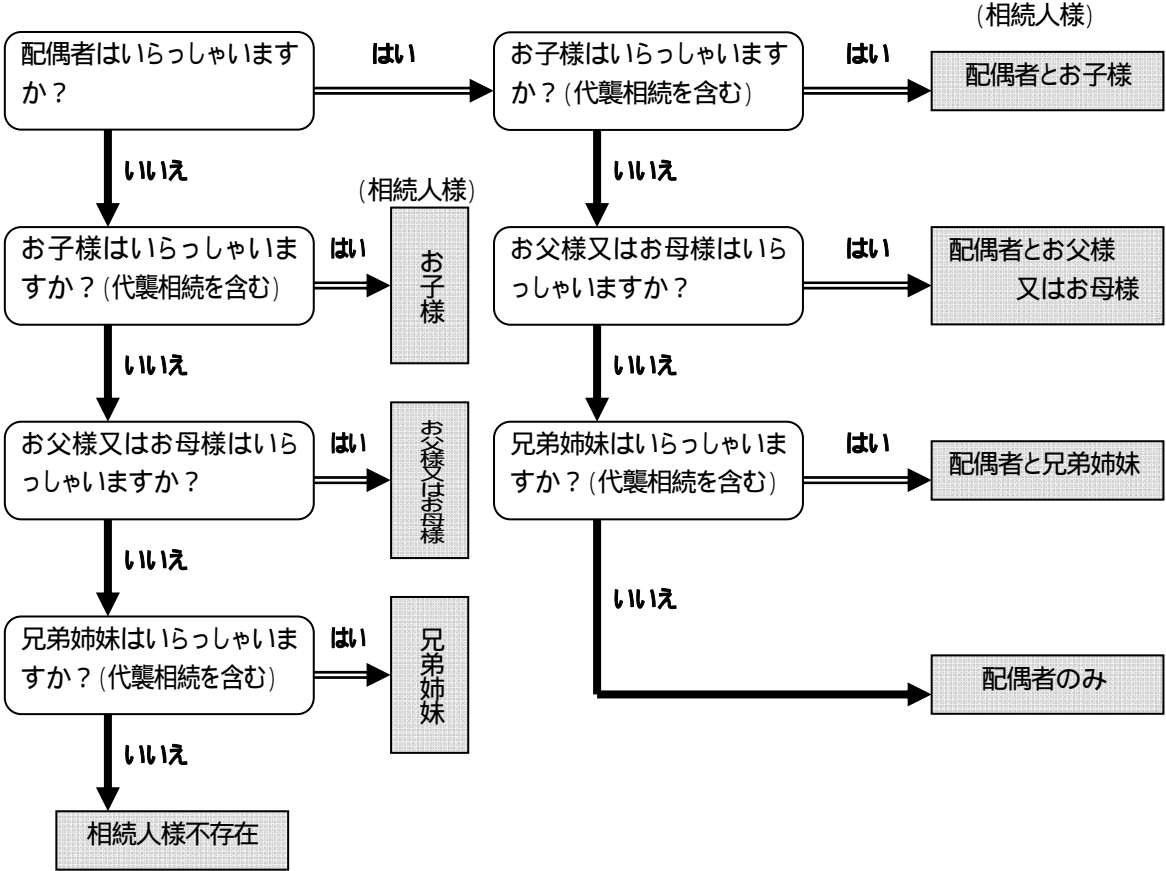
相続順位

- 配偶者は常に相続人様になります。
- 下記の方が配偶者と共に相続人様になります。
- 第1順位...子
子が死亡している場合は孫が代襲相続人様になります。
- 第2順位...父母
(第1順位の相続人様がない場合)
父母が死亡している場合は祖父母が存命であれば祖父母が相続人様になります。
- 第3順位...兄弟姉妹
(第1、2順位の相続人様ともいない場合)
兄弟姉妹が死亡している場合は甥(おい)・姪(めい)が代襲相続人様になります。

<代襲相続とは>
相続人となるはずであった方が亡くなられた方より先に亡くなられていた場合に、既に亡くなられた方に代わってその子(孫)が相続することをいいます。もし、その孫も既に亡くなられていた場合は、その孫の子(ひ孫)が相続します。
兄弟姉妹の代襲相続の場合、範囲が一代限りに制限されるので、亡くなられた方の甥・姪までとなります。

相続人様確認フロー

スタート(亡くなられた方に)



MEMO